都立以外の国公立高等学校等専攻科に在学する高校生のいる世帯

令　和
8年度

東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度の御案内

通常給付

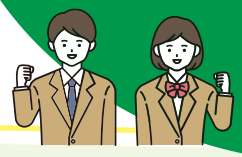

「奨学のための給付金」とは、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金（定額）が保護者の口座に振り込まれる制度です。

1 対象世帯区分確認シート

令和８年７月１日現在、保護者等（注１）は東京都に在住していますか？

- YES ↓
- NO → お住まいの道府県に申請してください。各道府県により提出期限や提出書類が異なりますので、早急にお住まいの道府県にお問い合わせください。

令和８年７月１日現在、生徒本人は高等学校等専攻科に在籍していますか？

- YES ↓
- NO → 全日制・定時制・通信制の給付対象の場合、給付額が異なります。

令和７年における**保護者等全員**の年収が270万円未満程度ですか？（家計急変により収入が激減し、保護者等全員の年収が270万円未満程度相当と見込まれる場合も含む）
※年収270万円未満程度とは、令和８年度都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が０円の世帯を指します。

- YES ↓ →「非課税世帯」の給付額です。
- NO ↓

令和７年における**保護者等全員**の年収が380万円未満程度ですか？（家計急変により収入が激減し、保護者等全員の年収が380万円未満程度相当と見込まれる場合も含む）
※年収380万円未満程度とは、令和８年度都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が105,500円未満の世帯を指します。

- YES ↓ →「年収270～380万円世帯」の給付額です。
  所得割額によって給付額が異なります。詳細は次ページをご確認ください。
- NO ↓

令和７年における**保護者等全員**の年収が600万円未満程度であり、扶養する子が３人以上いる世帯ですか？（家計急変により収入が激減し、保護者等全員の年収が600万円未満程度相当と見込まれる場合も含む）
※年収380万円未満程度とは、令和８年度都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が264,500円未満の世帯を指します。

- YES ↓ →「年収380～600万円世帯」の給付額です。
  所得割額によって給付額が異なります。詳細は次ページをご確認ください。
- NO ↓ → 制度対象外です。

（注１）保護者等とは、原則として生徒の親権を持つ者です。親権者がいない場合は、生徒の主たる生計維持者となります。
（注２）裏面「３対象となる方の詳細」の要件を満たさない場合、対象外となります。

東京都教育委員会

2 給付額（年額）

	年　額
非課税世帯	50,500円
年収270～380万円世帯	16,830円
年収380～600万円世帯	12,630円

※ 給付時期は令和８年9月15日までに申請した場合は令和８年12月頃の予定です。
※ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度制服の購入が必要である場合において、 給付を申請できる加算分があります。加算分の申請を希望する方は「８ お問合せ」先に御連絡ください。
※　年収380～600万円世帯の給付額は扶養する子が３人以上いる世帯が対象です。
※　年収270～600万円世帯の区分について、専攻科支援金【旧制度】の受給資格を有する者は給付額が10,100円となります。

3 対象となる方の詳細

令和８年７月１日（基準日）時点で、次の要件を満たしている保護者等

1

専攻科支援金の受給資格を有する国公立高校生等がいること。
※　高校生が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給対象となっている場合は対象となりません。
※　兄弟姉妹で制度対象者が複数いる場合、それぞれ申請を行ってください。

2

保護者等が東京都内に住所を有していること。
※　保護者等が東京都外に住所を有している場合、申請先は居住する道府県です。
※　生徒本人が東京都外の国公立高等学校等に在籍している場合であっても、保護者等が東京都内に住所を有している場合、申請先は東京都教育委員会です。

3

保護者等全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税（0円）、105,500円未満（非課税世帯を除く。）又は264,500円未満であり扶養する子が３人以上いる世帯（非課税世帯及び105,500円未満である世帯を除く。）であると証明できること。又は保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、保護者等全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が上記世帯相当となる見込みであること。
※　何らかの理由で課税証明書等が取得できない又は課税額が照会できない場合、本制度の対象外です。
※　災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象外です。
※　７月以降に家計が急変した場合は、「８ お問合せ」先にご連絡ください。
※　年収270～600万円世帯の区分について、専攻科支援金【旧制度】の受給資格を有する者は給付額が異なります。

4 よくある質問

Q1 所得割額が105,500円未満であることは、どうすればわかりますか？

A1 お勤めの会社等から渡される特別徴収税額通知書や、お住まいの市区町村から送付される住民税納税通知書で確認することができます。これらの書類をお持ちでない場合は、令和８年１月１日時点にお住まいの区市役所・町村役場等で令和８年度住民税（非）課税証明書を発行、確認してください。



Q2 海外に赴任しているため、日本国内に住所を有していません。
就学支援金は支給されているので、奨学のための給付金も受給することはできますか？

A2 奨学のための給付金は、保護者等全員の住所が日本国内にあることが条件となります。海外に赴任し、保護者等の一人でも住所が国内にない場合は、奨学のための給付金の支給対象とはなりません。
ただし、令和８年７月１日現在で、一方の保護者等が都内に住所を有し、保護者等全員の令和８年度都道府県民税所得割及び市区町村税所得割が非課税等と証明できれば対象となります。



Q3 確定申告をまだしていませんが、申請できますか？

A3 確定申告をしていない場合は、住民税課税証明書の提出又はマイナンバーによる税額の照会ができず、住民税を確認できないため申請できません。至急確定申告等を行ってください。
ただし、令和８年７月１日現在で生活保護（生業扶助）を受給している場合は、確定申告等の必要はありませんので、生業扶助受給証明書等を提出してください。



Q4 ７月１日以降に、転学（退学）したのですが、申請できますか？
また、申請できる場合、転学先の学校に提出すればよいですか？

A4 申請ができます。７月１日時点で在籍していた学校に提出してください。



Q5 家計急変の発生事由を証明する書類とは、どのようなものがあるでしょうか？

A5 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等になります。
上記の提出が難しい場合は、休業の案内や勤務日が激減したシフト表といった、家計急変の事実が確認できるものを提出してください。



5 申請方法

申請者全員

1 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書

※　東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書に、在学する学校の校長から在学及び専攻科支援金を受ける資格を有する者である旨の証明（印）を受けてください。

2 支払金口座振替依頼書（☆）＋通帳の写し

（金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ）

生活保護（生業扶助）受給世帯の方

3 生業扶助受給証明書（☆）

●「生業扶助受給」等の記載がある場合は、福祉事務所発行の生活保護受給証明書の提出でも可能です。

●保護者に係る「受給開始日」が「令和８年７月１日」以前、証明書の発行日が「令和８年７月１日」以降となっていることを確認してください。

年収600万円未満世帯及び家計急変世帯の方

	年収600万円未満世帯	家計急変世帯
3	**いずれかを保護者等全員分** ●令和８年度住民税（非）課税証明書 ●令和８年度特別徴収税額通知書 ●令和８年度住民税納税通知書 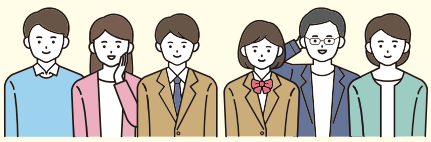	**家計急変の事由を証明する書類** 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書 破産宣告通知書、廃業等届出書、休業案内等 **家計急変前の収入を証明する書類** いずれかを保護者等全員分 ●令和８年度住民税課税証明書 ●令和８年度特別徴収税額通知書 ●令和８年度住民税納税通知書 **家計急変後の収入を証明する書類** （保護者等全員分） 会社作成の給与見込、直近の給与明細（3ヶ月）等 税理士又は公認会計士の作成した証明書類等 **扶養親族の年齢・人数を確認する書類** 扶養親族の記載された住民税課税証明書等 扶養誓約書（☆）
4	**生徒本人の本籍と保護者の住所の記載のある住民票の写し（コピー不可）** 保護者に係る「住民となった日」が「令和８年７月１日」以前、証明書の発行日が「令和８年７月１日」以降となっていることを確認してください。 **※国籍が「日本国」以外で本籍の記載がない場合は、国籍・在留資格・在留期間等が記載されたものを提出してください。** ※住民票の写しで、上記のことが確認できない場合は住民票記載事項証明書（☆）の提出も可能です。	
5	（生徒本人に親権者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合）**扶養誓約書（☆）**	
6	（生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（非課税世帯及び105,500円未満である世帯を除く。）の場合） **扶養親族申告書（☆）**	

※　生徒本人の国籍が「日本国」以外で、在留資格が「家族滞在」の場合、小・中学校の卒業証書の写しまたは卒業証明書を提出してください。

※　☆マークがついている書類は、東京都教育委員会のホームページで、令和８年７月以降、入手することができます。



6 申請上の注意点

（１）一度提出された書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、その写し（コピー）を提出してください。写しを提出する場合は、氏名等の文字が鮮明に分かるよう複写してください。
（２）親権者または未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めません。その方の所得を確認できる書類の提出は不要となりますので、手続上、親権者または未成年後見人がいないものとみなして、必要書類を提出してください。
①一時的に親権を行う児童相談所長　②児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人　④財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人

■提出された個人情報の取扱いについて
この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い適正に管理します。なお、奨学のための給付金に関する業務を他の事業者に委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督をいたします。

7 提出期限・提出先等

保護者の住所及び生徒本人の在学する学校により提出期限・提出先が異なりますので注意してください。

令和８年７月１日現在の保護者等の住所	令和８年７月１日現在の生徒が通学する学校	提出先	提出期限 ※書類に不備があった場合に備え、早期に提出してください。
東京都	都立高校 都立中等教育学校 （後期課程）	令和８年７月１日現在 生徒が通学する 都立高校等	**令和８年９月15日 火曜日**
	都立以外の 国公立高校等	東京都教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課	
	都内・都外の 私立高校	東京都私学就学支援金センターに お問い合わせください。 ☎ 03(5206)7925	
東京都以外の 道府県		令和８年７月１日時点で お住まいの道府県教育委員会等に お問い合わせください。	

8 お問合せ

生徒本人が都立高等学校又は都立中等教育学校に在学している世帯	生徒本人が在学している高等学校等の経営企画室
生徒本人が都立高等学校等以外の国公立高等学校等に在学している世帯	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号 東京都庁第二本庁舎 15 階 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 ☎　03(5320)7862（平日 9:00 ～ 17:45）

東京都教育委員会